

共同行為制度の条件緩和について

平成24年8月24日

一般社団法人日本損害保険協会

第1回WG（6/7）における当協会からのプレゼン（抜粋）

(1)-① 引受けにおける協働、保険会社の担保力拡充

～ 健全で安定した事業の継続に向けた官民共同の取組みや制度・環境の整備、担保力の拡充 ～

■あるべき姿

さまざまなリスクへの対応

■問題意識

リスクの種類や規模によっては民間（補記：個別の保険会社）での引受けが困難

■解決の方向性（案）

保険会社の引受けにおける協働と、その際に障害となり得る規制の見直し
（例：共同行為制度の条件緩和）

現行の共同行為制度の概要

<独占禁止法の適用除外が認められている背景>

○1件の保険引受額が個々の損害保険会社にとって過大で、元受保険または再保険の段階において多数の保険会社が参加した保険プールの結成が不可欠な場合がある。

○公的な性格を有する事業については、保険会社間でサービスを標準化するため、約款の統一や共同査定を行うことが合理的な場合がある。

<現行制度の概要>

保険業法
第101条第1項第1号
に定める共同行為
(元受)

対象事業： 航空保険、原子力保険、自賠責保険、地震保険に係る事業に**限定**

対象行為： 元受契約に係る行為も含め、すべての行為を対象とすることが可能

事前手続： 内閣総理大臣の**認可**、公正取引委員会の**同意**が必要

保険業法
第101条第1項第2号
に定める共同行為
(再保険)

対象事業： すべての種類の事業(保険種目)を対象とすることが可能

対象行為： 「再保険契約」又は「当該再保険契約に係る元受契約(ただし保険料率に係るものを除く)」に関する行為に**限定**

事前手続： 内閣総理大臣の**認可**、公正取引委員会の**同意**が必要

<現在認可されているもの>

◇船舶保険 ◇外航貨物保険 ◇自動車保険(2種類) ◇住宅瑕疵担保責任保険

ご参考： 現在認可されている共同行為(1)

<保険業法第101条第1項第1号に基づくもの>

根拠条文	対象事業 ※	対象行為 ※	適用除外となる理由
保険業法 第101条 第1項 第1号 (元受)	航空保険	再保険における料率及び条件の決定, 再保険の出再割合の決定, 再保険手数料率の決定, 配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定, 再々保険の禁止, 海外再々保険の相手方, 出再割合, 料率その他条件及び再保険手数料率の決定, 損害査定	保険契約が巨額で1社で引き受けることは困難であり, 保険プールの結成が不可欠であるためとされている。
	原子力保険	保険約款の内容の決定, 保険料率及びその他の条件の決定, 元受保険及び受再保険の引受割合の決定, 元受保険の共同処理(募集を含む。), 再保険の共同処理, 損害査定の審査及び決定	
	自賠償保険	契約の引受け及び契約規定の作成方法, 募集方法, 事業方法書, 普通保険約款, 保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定, 再保険取引に関する相手方又は数量の決定, 損害査定方法の決定	実質的に公的な性格を有する保険であり, 保険約款の統一や共同査定等の共同行為が必要なためとされている。
	地震保険	契約引受方法の決定, 事業方法書, 普通保険約款, 保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定, 損害査定方法の決定, 再保険取引に関する事項の決定, 地震保険の普及拡大に関する事項の決定	

※「平成22年度公正取引委員会年次報告」より抜粋。

ご参考： 現在認可されている共同行為(2)

<保険業法第101条第1項第2号に基づくもの>

根拠条文	対象事業 ※	対象行為 ※	適用除外となる理由
保険業法 第101条 第1項 第2号 (再保険)	船舶保険	再保険約款の決定, 再保険に関する損害査定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料 率及び手数料の決定	危険の分散又は平準化 のために, あらかじめ他 の保険事業者との間で共 同して再保険しなければ , 保険契約者等に著しく 不利益を及ぼすおそれが あるためとされている。
	外航貨物保険	再保険約款及び再保険料率の決定, 再保険の出再割合の 決定, 再保険手数料率の決定, 配分再保険の配分割合及 び再保険手数料率の決定, 再々保険の禁止, 再保険に係る 損害査定	
	自動車保険 自動車対人賠償保険	再保険約款の決定, 再保険に関する損害査定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料 率及び手数料の決定	
	自動車保険 自動車対人賠償保険 超過損害額再保険	再保険約款の決定, 再保険に関する損害算定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料 率及び手数料の決定	
	住宅瑕疵担保責任 保険	再保険約款の決定, 再保険に関する損害算定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料 率の決定	

※「平成22年度公正取引委員会年次報告」より抜粋。

EU競争法「新規リスク保険プール」の適用除外（免除）制度

概要 ※1	新規リスクを対象とする保険プールに関しては、市場占有率に関係なく、設立日から3年間競争法の適用が免除(※)される。 ※一定類型の共同行為について、認可などの事前手続によらず、あらかじめ適用免除される仕組みとなっている。
新規リスク(new risks)の定義 ※2	(a) 以前には存在しなかったリスクで、その付保のためには、既存の保険商品の拡張、改善若しくは置換えではなく、全く新しい保険商品の開発が求められるもの 又は (b) (例外的に)その性質が著しく変化してしまったことが客観的に分析されているリスクで、そのため補償をするのにどの程度の引受能力が必要となるかを事前に知ることができないもの
考えられる効用	上記の新規リスクに関して、保険カバーの提供を迅速かつ円滑に行うことが可能となる。

保険業におけるEU競争法の適用免除に関する条件等を定めた規則(以下「EU適用免除規則」。)をもとに作成。

※1 EU適用免除規則・第3章第5条、第6条

※2 EU適用免除規則・第1章第1条(定義)6。(原文をp8に掲載。)

共同行為の条件緩和： 条件緩和のイメージと期待される効果(1)

○条件緩和のイメージ

現行の第1号の共同行為に、実施期間を限定し設立に関する手続きを簡素化したうえで、対象事業に新規リスク(※)に関する事業を追加することが考えられる。

※ EU適用免除規則に定義される「新規リスク」に相当するものを想定

	対象となる事業	対象となる行為	手続	期間限定
第1号の共同行為 (元受)	航空、原子力、自賠、 地震の4事業	元受契約を含む すべての行為	認可・同意	条件なし
第2号の共同行為 (再保険)	すべての事業 (保険種目)	再保険前提の行為 (元受料率除く)	認可・同意	条件なし
条件緩和のイメージ (第1号の共同行為)	新規リスクに関する 事業を追加	元受契約を含む すべての行為	(新規リスクについては) 簡素化	(新規リスクについては) 期間限定

○顧客にとって期待される効果

顧客が保険付保を望んでもなお、保険会社単独では引き受けたくとも引き受けることができない新規リスクについて、迅速かつ円滑に保険商品が開発・提供され、また、リスクや発生した損害に関するデータが蓄積され、取扱い保険会社が増加するなど、保険契約者等の利益に資する可能性がある。

共同行為の条件緩和： 条件緩和のイメージと期待される効果(2)

○保険会社にとって期待される効果

- ・新規リスクに関する事業の開始当初におけるリスクの分散・平準化が図られる。
- ・海外再保険市場における信用力や交渉力が増大する。

※共同行為に関する留意事項

共同行為への慎重な対応

保険会社が共同行為を行う場合は、公正な競争を阻害する結果とならないよう、極めて慎重な対応が必要。
対象事業や手続などについて条件が緩和された場合も、共同行為は以下のようなリスクに限定して行われるべき。

(例)

- ・いかなる保険会社も個社では引き受けることの出来ないようなリスク
- ・保険を引き受けなければ企業活動または国民生活に重大な支障が生じるようなリスク

共同行為の限界

共同行為の条件緩和によって、保険会社がリスクを引き受けられる可能性は高まるが、必ずしもあらゆるリスクについて引受能力が備わるとは限らず、民間では引き受けることができないリスクはなお存在する。

ご参考： EU競争法における「新規リスク」の定義

「新規リスク」を定義するEU適用免除規則(原文)

COMMISSION REGULATION (EU) No 267/2010

of 24 March 2010

on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector

CHAPTER I – DEFINITIONS

Article 1 - Definitions

For the purposes of this Regulation, the following definitions shall apply:

6. ‘new risks’ means:

- (a) risks which did not previously exist, and for which insurance cover requires the development of an entirely new insurance product, not involving an extension, improvement or replacement of an existing insurance product; or
- (b) in exceptional cases, risks the nature of which has, on the basis of an objective analysis, changed so materially that it is not possible to know in advance what subscription capacity is necessary in order to cover such a risk;